

14 企業結合行為 (入口・本体)

独禁法の講義 2022-10k

~~独禁法オンデマンド講義2022~~

入口

事業者団体規制

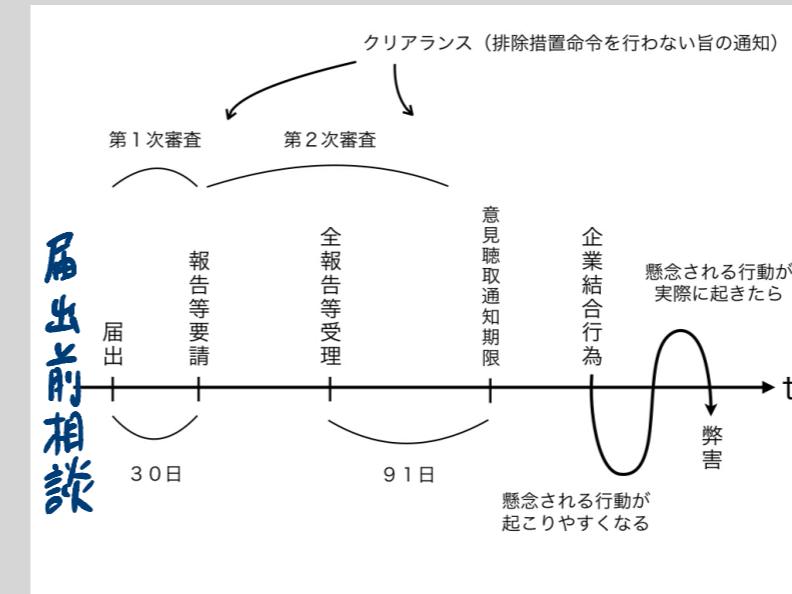
- * 9k212-215 *10k219-222*
 - * 行為主体が事業者団体
 - ▶ 排除措置命令の名宛人ともなる
 - * 1号：課徴金対象（構成事業者が名宛人）
 - * 3号・4号・5号：課徴金対象でない
 - ▶ 3号 他者排除行為
 - ▶ 4号 競争停止行為が多い
 - ▶ 5号 他の者に不公正な取引方法をさせる
 - ▶ 神奈川県LPガス協会 東京地判 東京高判

- * 全体が必要

- * ここに書いてある程度の条文知識なら、さほど細かくない
 - * 違反要件総論で、企業結合を素材としてかなり取り上げている。
 - ▶ 各論で説明することは多くはない

本体

- * どのような行為が問題となるか
- * 時間の流れ



- * 各条の基本形…15条が典型
 - * 違反要件
 - * 届出義務
 - * 審査手続

- * 企業結合行為
- * により競争を実質的に制限することとなる
 - * 下記の①と②の総合考慮
 - ▶ ① 企業結合行為により、懸念される行動が起こりやすくなる
 - ▶ ② 懸念される行動が起こったならば、それにより、弊害が起こる
 - * 以上のこと（企業結合行為後）を事前に審査
 - * 参考として現在または過去を見る

- * 行為要件を満たせば事前規制が可能
- * 10条、13条～16条
- * 17条
- * いずれにも該当しない場合
 - * 業務提携
- * 以下の議論は、何条（どの企業結合行為）に該当する場合でも同じ

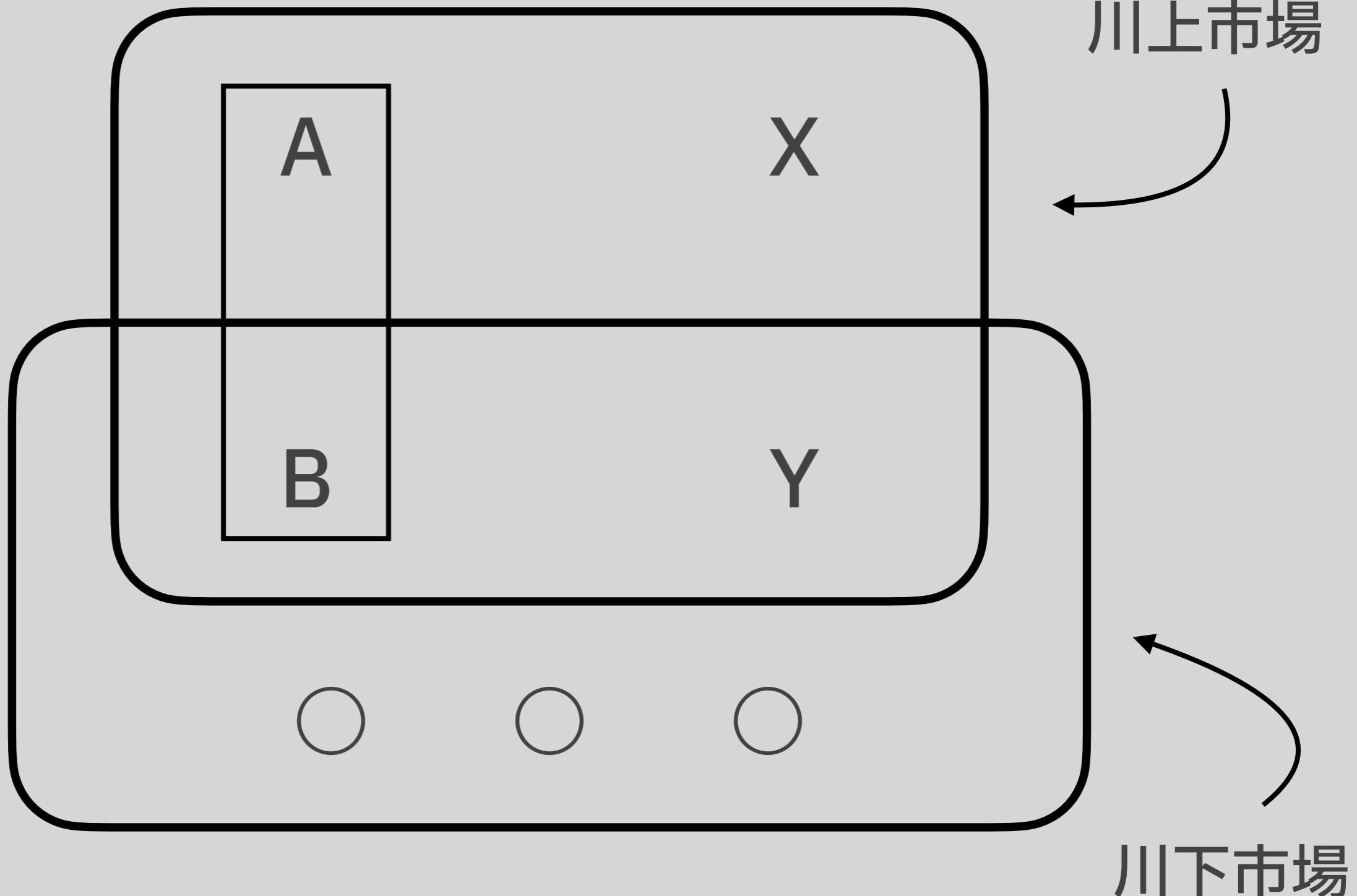
スライド7の①

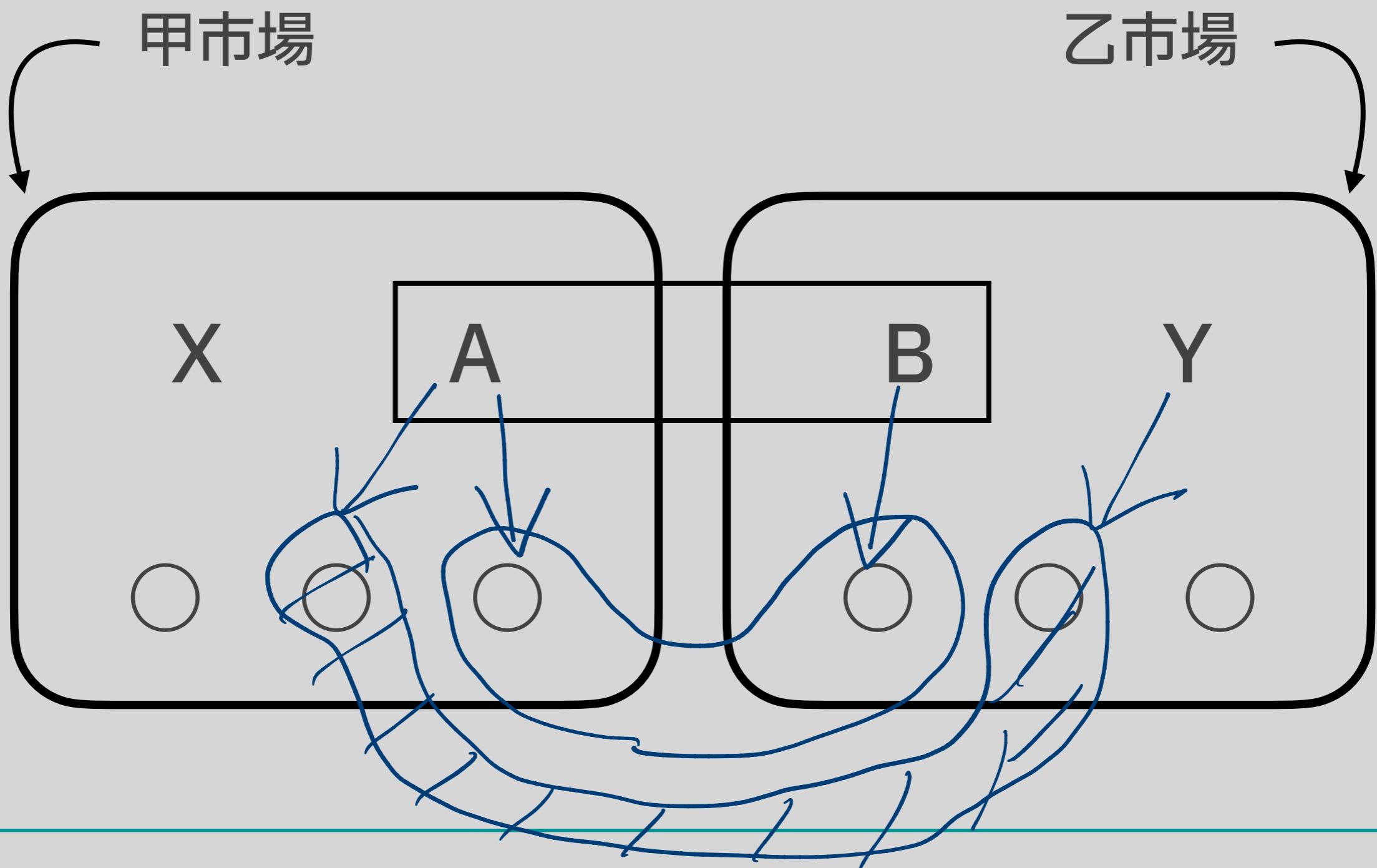
- * により懸念される行動が起こりやすくなる
- * 「水平型」で頻出する懸念される行動
 - * 同一または連動的な競争変数設定
- * 「非水平型」で頻出する懸念される行動
 - * 閉鎖 → 他者排除 → 単独・協調
 - * 情報入手 → 協調
- * 垂直型・混合型は、非水平型の典型例
- * 典型例に該当しない事例が増えている

10

垂直型の場合

10k 229-230
9k 222-223





スライド7の②

- * 弊害要件総論でやったこと
 - * 9k225 → 9k第4章
10k 231-232 → 10k 第4章
- * ②「により」が通常の意味の因果関係に相当
 - * 9k225 → 78~80
10k 232 → 10k 78-83
 - 10k 80-81 地域特徴
 - 10k 81-83 counterfactual

公取委の「結合関係」概念

- * 違反要件の成否判断において、1つのグループとして扱う範囲を見極める基準
- * 3段階
 - * 議決権保有比率20%超かつ1位
 - * ↑でも↓でもない・・総合判断
 - * 議決権保有比率10%以下または4位以下
- * 日本製鉄／東京製綱（R3-08-03日本製鉄公表）は、これに関係する事例
- * 批判と議論は、9k226

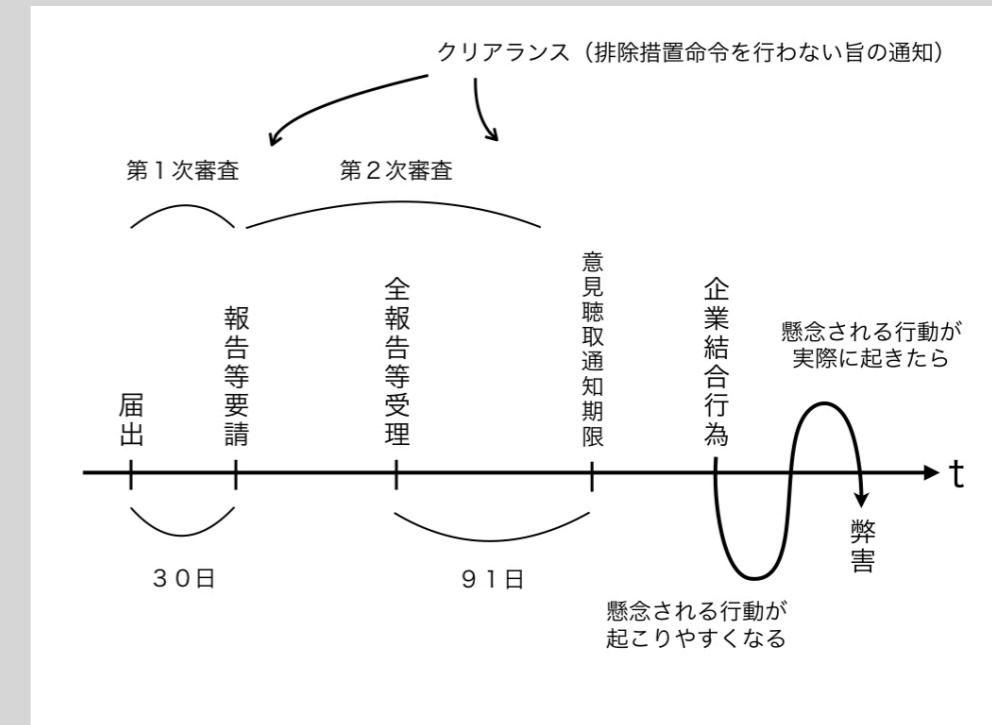
全体を増加し2
10k232-235

- * 第2次審査に進まないようにする、という傾向が強まっている？

- * 届出前相談
- * 届出撤回 → 再届出

- * 被疑事件としての審査

- * 47条の処分が可能
- * 企業結合課職員も審査官として指定可



- * 構造的措置
 - * 行動的措置
-
- * ほぼ全ての問題解消措置は、競争変数左右が起きないようにするもの
 - * USEN／キャンシステムの問題解消措置は極めて珍しい例外

- * 企業結合の際に生じる、
 - * ハードコアカルテル
 - * 手続違反（待機等の義務の違反）